特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	後期高齢者医療保険関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

棚倉町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県棚倉町長

公表日

平成27年5月28日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 後期高齢者医療保険関係事務					
②事務の概要	福島県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付及び前期事務に付随する事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付、所得区分等の確認				
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム				

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一の第59項 並びに内閣府・総務省令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第80、82、83項 並びに内閣府・総務省令第43条	
	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第80、82、83項 並びに内閣府・総務省令第43条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課(資格関係事務) • 税務課(賦課徴収関係事務)
②所属長	住民課長 緑川 喜秋 ・ 税務課長 塩田 吉雄

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

TEL:0247-33-2112 FAX:0247-33-3715

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	(資格関係事務)	(賦課徴収関係事務)	
連絡先	〒963-6192	〒963-6192	
	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33	
	棚倉町役場 住民課 国保年金係	棚倉町役場 税務課 課税徴収係	
	TEL:0247-33-2116	TEL: 0247-33-2118	
	FAX:0247-33-3715	FAX:0247-33-3715	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		平成	27年5月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		平成	27年5月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明